

岡山市立夜間中学設置
基 本 方 針 (素案)

令和●年●月

岡山市教育委員会

岡山市立夜間中学設置基本方針

(目 次)

1章	公立夜間中学とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2章	岡山市のこれまでの取組み	・・・・・・・・・・・・	P 2～3
3章	令和2年国勢調査結果から	・・・・・・・・・・・・	P 4
4章	公立夜間中学に関するニーズ調査	・・・・・・・・・・・・	P 5～8
5章	岡山市における公立夜間中学の設置	・・・・・・・・・・・・	P 9
1	開校時期		
2	設置場所		
3	設置形態		
4	施設構成		
6章	設置に係る基本方針	・・・・・・・・・・・・	P 10～11
1	目指す学校像		
2	入学対象者		
3	入学時期		
	☆ 障がいのある人への配慮		
4	進級と修業年限		
5	休学		
6	学校体制		
7	教員研修		
8	教育相談		
9	学校給食		
10	費用		
11	経済的支援		
7章	教育課程、学習指導、学校生活等	・・・・・・・・・・・・	P 12～13
1	年間授業時数		
2	週間授業時数		
3	授業日		
4	学年		
5	学級編制		
6	授業実施方法		
7	I C Tの活用		
8	学習支援		
9	日本語での教科学習に不安がある生徒への対応		
10	特別活動		
11	通学方法		
12	学生証		
13	制服等		

1章 公立夜間中学とは

公立夜間中学とは、様々な事情により義務教育を修了できなかった人や、不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかつた人などを対象に夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校で、一般的に以下のような学校である。

項目	内 容
入学対象	<ul style="list-style-type: none">○以下の全てを満たす人<ul style="list-style-type: none">・学齢期を過ぎた人 (満15歳に達した日以後の最初の3月31日を過ぎた人)・中学校を卒業していない人又は卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する人
指導者	<ul style="list-style-type: none">○中学校の教員免許状を有する教員
履修教科等	<ul style="list-style-type: none">○昼間の中学校と同じ全ての教科・領域<ul style="list-style-type: none">・9教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動
授業日	<ul style="list-style-type: none">○昼間の中学校と同じく週5日○夏休みや冬休みなども昼間の中学校と同じ期間
授業時間	<ul style="list-style-type: none">○「特別の教育課程」を活用し、1コマ40分の4時間授業○始業時刻は午後5時30分頃、終業時刻は午後9時頃
卒業認定	<ul style="list-style-type: none">○定められた課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる
授業料等	<ul style="list-style-type: none">○原則、授業料や教科書は無償

公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就学できなかつた人への学び直しの場として昭和20年代初頭に生まれた。

近年は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人や本国等で義務教育を受けていない外国籍の人などに対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障する新たな役割が期待されるようになっている。

このような中、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「教育機会確保法」という。)が成立し、全ての地方公共団体で公立夜間中学における就学機会の提供等の措置を講じることが求められることとなつた。

これを見て、文部科学省は、全政令指定都市及び全都道府県に最低1校の公立夜間中学が設置されることを目指している。

2章 岡山市のこれまでの取組み

1 これまでの経緯

平成28年度～令和2年度

岡山県中学校夜間学級調査研究委員会に委員として参加

令和元年6月～10月

岡山市市民協働推進モデル事業として、岡山に夜間中学校をつくる会と協働し、「夜間中学校に関するニーズ調査等」を実施（令和2年1月、調査報告書を公表）

令和2年7月

岡山市教育委員会が市内2か所で夜間教室を開室

令和3年1月

令和3年度からの5年間で全都道府県と政令指定都市へ夜間中学を設置する方針を衆議院予算委員会で首相が示したことを踏まえ、夜間中学を設置した場合には、安定した運営を行うため、継続的に生徒を確保することや教職員の配置及びその費用負担等も課題になることから、夜間教室の参加者へのニーズ把握を継続するとともに、引き続き、国や他の自治体の取組を把握しながら、夜間中学設置に関する検討を進めることとした。

令和3年8月

令和7年までの夜間中学設置に向けて検討組織を立ち上げることを市長が表明

令和3年10月

第1回夜間中学設置検討会議を開催

令和3年11月

広島市立二葉中学校夜間学級を視察

令和4年2月

第2回夜間中学設置検討会議を開催

令和4年7月

第3回夜間中学設置検討会議を開催

令和4年8月

夜間中学授業体験会を開催

令和4年9月

第4回夜間中学設置検討会議を開催

令和4年10月

第1回岡山市における公立夜間中学の在り方検討会を開催

令和4年10月

第5回夜間中学設置検討会議を開催

2 夜間教室

(1) 経緯

令和元年度に実施した「夜間中学に関するニーズ調査結果」をふまえ、義務教育段階の学び直しのニーズへの対応とともに、継続して夜間中学の入学希望者を把握するため、令和2年度に、岡山市夜間教室を市内2か所に開室した。

(2) 開室日時

毎月2回 午後6時から午後8時30分

(3) 受講要件

夜間教室の受講要件は、岡山市に在住又は在勤の者であって、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者
- ② 不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者で、夜間教室で学び直すことを希望する者
- ③ 外国籍の者で、本国や日本で十分な教育を受けられなかった者

(4) 受講状況

教室名	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月現在)
笛ヶ瀬教室	4	6	6
百間教室	6	8	8
合計	10	14	14

3 夜間中学に関する広報活動

○ホームページ

- ・教育委員会就学課ホームページに、夜間中学に関するページを常時掲載

○チラシ、市民の広場等の活用

- ・市内公共施設に夜間中学に関するチラシを設置するとともに、全戸配布している広報紙「市民のひろば おかやま」に夜間中学を紹介する記事を掲載
- ・デジタルサイネージやラジオ、SNSを活用

○授業体験会

- ・令和4年8月23日（火）午後5時～午後7時 西川アイプラザで実施
- ・17名参加
- ・音楽（箏）、外国語（英語）の授業体験
- ・アンケート結果：8割の方が「夜間中学に通ってみたい」と回答

3章 令和2年国勢調査結果から

	人口 (15歳以上)	最終卒業学校が 小学校 (a)	未就学者 (b)	合 計 (a)+(b)
全 国	108,258,569人	804,293人	94,451人	898,744人
岡山市	610,517人	2,622人	229人	2,851人

令和2年国勢調査から、最終卒業学校の調査項目が加わり、最終学歴の学校種が分かるようになった。その結果を見ると、岡山市では最終卒業学校が小学校である人が2,622人いることが分かった。人口(15歳以上)に占める最終卒業学校が小学校の人の割合は、全国で0.7%であるのに対して岡山市では0.4%であり全国比で6割程度である。また、尋常小学校や国民学校など義務教育が小学生相当の年齢までだった85歳を超える世代の割合が高く、若い年代ほど人数は少なくなっている。

一方、これまで義務教育未修了者の指標としてきた「15歳以上の未就学者」は229人であり、この人数に最終卒業学校が小学校である人数を加えた2,851人は、夜間中学校の対象者数となると考えられる。

また、中学校までに不登校状態になり、高等学校も卒業に至らなかった人で学び直しを希望する人も、人数としては不確定だが対象者であり、一定数存在すると想定できる。

4章 公立夜間中学に関するニーズ調査

平成 31 年度岡山市市民協働推進モデル事業として、一般社団法人岡山に夜間中学校をつくる会と岡山市教育委員会事務局学校教育部指導課・生涯学習部生涯学習課との協働により夜間中学に関するニーズ調査を実施した。

1 方法

夜間中学での学び直しのニーズについて、全体的に把握するためにアンケート調査を、具体的な内容をより深く把握するためにヒアリング調査を実施した。

(1) アンケート調査

- ・岡山市内各所に、選択式回答を中心とした返信はがき付き調査用紙 14,079 枚を配布。調査周知のため、協力の得られた各所にポスター設置

※ 岡山市教育委員会（計 3,650 枚配布）

公民館、図書館、福祉交流プラザ、福祉事務所、ふれあいセンター等の公共施設

※ 岡山に夜間中学校をつくる会（計 10,429 枚配布）

スーパーマーケット等の店舗、病院、薬局、フリースクール、識字教室、国際交流センター及び工業団地事務所棟等

- ・アンケート内容

質問1 夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。または、あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。（いくつでも○）	1. 身近にいる 2. 思いつく人がいる／場所（団体、職場など）がある (具体的に：) 3. 自分が学んでみたい 4. まわりにもいないし、自分も学びたいとは思わない
質問2 その人に知らせたい、またはあなたが学びたい理由を教えてください。（いくつでも○）	1. 中学校を卒業していないから 2. 卒業したが、学び直したい／学び直してほしいから 3. 外国人で、知識や技能を学びたい／学んでほしいから
質問3 その人（たち）とあなたの関係を教えてください。	1. 本人 2. 家族、親族（具体的に： ） 3. 友人・知人 4. その他（具体的に： ）
質問4 学びたい人／学んでほしい人のことを教えてください。	年齢：10代 20代 30代 40代 50代 60歳以上 性別：() お住まいの市町村：() 市・町・村
質問5 あなたが、夜間中学に期待することは何ですか。（いくつでも○）	1. 高校入学資格の取得 2. 中学校教育の修了 3. 中学校程度の学力習得 4. 読み書きの習得 5. 学校生活を経験したい 6. 就労・生活のために 7. その他（具体的に： ）

(2) ヒアリング調査

アンケート調査の回答者のうち、合意を得た岡山自主夜間中学校通学者 41 名と一般回答者 10 名にヒアリングを行い、夜間中学での学び直しを求める動機やどんな内容の学びを望んでいるかを中心に、約 30 分間対面又は電話によるヒアリング調査を実施。

2 実施期間

- (1) アンケート調査 令和元年6月8日から 8月31日
(2) ヒアリング調査 令和元年7月13日から 10月31日

3 回答数

- (1) アンケート調査 810通（うち岡山自主夜間中学校通学者47人、外国人18人）
（回収率5.8%）
(2) ヒアリング調査 51人（うち岡山自主夜間中学校通学者41人、外国人4人）

4 アンケート調査のまとめ（nは回答があつたはがきの枚数）

- (1) 夜間中学で学んでみたい人、知らせたい人（複数回答可）

回答 [n=810]	人数	全回答者に占める割合
身近にいる	103人	12.3%
思いつく人がいる	100人	
自分が学んでみたい	143人	
思いつく人はいない	478人	59.0%
無回答	34人	4.2%
計	858人	

- (2) 自分が学びたい理由（複数回答可）

回答 [n=143]	人数	全回答者に占める割合
中学校を卒業していないから	6人	4.2%
卒業したが、学び直したい／学び直してほしいから	113人	79.0%
外国人で、知識や技能を学びたい／学んでほしいから	18人	12.6%
無回答	11人	7.7%
計	148人	

・自分が学びたい理由で、最も多かったのは、「卒業したが、学び直したい／学び直してほしいから」で、回答数は113人だった。

- (3) 自分が学んでみたい人が夜間中学に期待すること（複数回答可）

回答 [n=143]	人数	全回答者に占める割合
高校入学資格の取得	23人	16.1%
中学校教育の修了	23人	16.1%
中学校程度の学力習得	66人	46.2%
読み書きの習得	45人	31.5%
学校生活を経験したい	36人	25.2%
就労・生活のため	44人	30.8%
その他（具体的に）	19人	13.3%
無回答	6人	4.2%
計	262人	

・自分が学んでみたい人が期待することは、「中学校程度の学力習得」が66人で最も多く、次に「読み書きの習得」「就労・生活のため」「学校生活を経験したい」「高校入学資格の取得」「中学校教育の修了」と続いている。

(4) 自分が学んでみたい人が夜間中学に期待すること（学びたい理由別）

（複数回答可）

回答	中学校を卒業していないから [n=6]	卒業したが、学び直したい／学び直してほしいから [n=113]	外国人で、知識や技能を学びたい／学んでほしいから [n=18]
高校入学資格の取得	2人	19人	2人
中学校教育の修了	2人	19人	1人
中学校程度の学力習得	3人	55人	4人
読み書きの習得	0人	33人	12人
学校生活を経験したい	1人	30人	5人
就労・生活のため	0人	35人	6人
その他（具体的に）	1人	15人	3人
無回答	1人	4人	0人
計	10人	210人	33人

- ・学びたい理由が「中学校を卒業していないから」の人が期待することは、「中学校程度の学力習得」「高校入学資格の取得」「中学校教育の修了」が、ほぼ同数である。
- ・学びたい理由が「卒業したが、学び直したい」の人が期待することは、「中学校程度の学力習得」が55人で最も多く、次に「就労・生活のため」「読み書きの習得」と続いている。
- ・学びたい理由が「外国人で、知識や技能を学びたい」の人が期待することは、「読み書きの習得」が12人で最も多く、次に「就労・生活のため」となっている。

以上のことから、夜間中学を必要とする人は、「中学校を卒業していない」「卒業したが、学び直したい」「外国人で、知識や技能を学びたい」人であり、「高校入学資格の取得」「中学校教育の修了」「中学校程度の学力習得」「読み書きの習得」「学校生活を経験したい」「就労・生活のため」という義務教育段階の学習内容を望んでいることが分かる。また、学び直しの場として夜間中学を求めるニーズがあることも分かる。

5 ヒアリング調査のまとめ

質問 夜間中学で習得・経験したいこと

(複数回答可)

回答	人数（人）
中学校程度の学力習得	32
読み書き・計算の習得	24
学校生活の経験	24
就労・生活のための能力や資格	19

- ・「あなたが夜間中学で習得・経験したいことは何か」との問い合わせに、最も多かった回答は「中学校程度の学力習得」であり、学習を通じて「なるほど、分かった」という実感が湧く学びを求める声があった。
- ・次に多かったのが「読み書き・計算の習得」と「学校生活の経験」であり、基礎学力を在学中に身に付け、生活や仕事の場面で役立てたいとの理由だった。
- ・「学校生活の経験」では、今度こそ自分を取り戻し、まわりの仲間とともに「夜間中学に通ってよかったです」と思える学校生活が期待されている。
- ・「就労・生活のための能力や資格」という回答もあり、就職に必要な知識や技能を身に付け、早く仕事に就きたいという切実な願いがあることがわかった。
- ・年齢、経験、国籍など違いはあるものの、夜間中学で学び直しをしたいという思いは共通しており、求める学びは「中学校程度の学力習得」「読み書き・計算の習得」「就労・生活のための能力や資格」など義務教育段階の学習内容であることが明らかになった。

5章 岡山市における公立夜間中学の設置

ニーズ調査により、様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかつた幅広い年齢層の人が、多様な目的をもって公立夜間中学へ入学し、義務教育段階の学習内容を学びたいと希望していることが把握できた。

こうした人が、それぞれの自己実現に向けて学ぶことができる機会を提供するため、岡山市立の夜間中学を設置することとする。

1 開校時期

令和7年4月

2 設置場所

岡山市立後楽館中学校（岡山市北区南方一丁目3番15号）

【選定理由】

- ・開校以来のキーワード（多様性の尊重）が、夜間中学の理念と合致する。
- ・岡山市唯一の公立中高一貫校であり、高等学校と連携した取組も考えられる。
- ・高等学校が開校時、定時制の単位制総合学科の学校であったことから、そのノウハウを活用できる。
- ・岡山駅から徒歩で15分程度であり、市内外からの利便性が良い。
- ・ユニバーサルデザイン対応の校舎であり、大幅な施設改修が不要である。
- ・利用可能な施設、スペースが有り、令和7年度開設が可能である。

3 設置形態

設置形態については、既存中学校に開設する「二部学級」、本校の中学校と離れた箇所に設置する「分校」、公立夜間中学をひとつの学校として設置する「本校」という三つの形態がある。

岡山市では、上記選定理由を最大限生かすため、「二部学級」の形態をとり、岡山後楽館中学校の夜間学級として敷地内に設置する。

4 施設構成

多目的教室3室を、夜間学級のホームルームとして使用し、授業を行う場所については、ホームルームに加え、特別教室や学校図書館、体育館等の既存施設を活用する。

6章 設置に係る基本方針

1 目指す学校像

多様性を尊重し、生徒一人一人が夢や希望に向かって挑戦できる学校

☆ 年齢や国籍、生活背景などにおいて、多様な生徒が在籍するという特長を生かし、生徒・教職員が互いの立場や考え方を受け入れ尊重し、共に学びあう中で実現する。

【学校・教職員の役割】

- 入学時の面談等により個別のニーズを把握し、安心して学べる環境を整える。
- 教育相談等を活用するとともに、日々の関わり合いを通して生徒理解に努める。
- 授業時間や内容を柔軟に設定し、習熟度別にクラスを分けるなど、一人一人の習熟の度合いや理解に応じた学び直しを実現する。
- 各種ボランティアと積極的に連携し、個に応じたきめ細やかな学習支援体制づくりに取り組む。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、協働的な問題解決を通して実社会で活用できる資質・能力の育成に取り組む。
- 生徒の可能性を信じ、自己表現の場を授業に取り入れ、伸びた力を積極的に認めることにより、分かる喜びや学ぶ意義を実感できるようにする。
- 様々な事情を抱える生徒が継続して学校生活を送ることができるように、心のケアについて配慮するとともに、学校行事や教材を工夫するなど生徒が負担する費用の低廉化に加え、経済的支援についても実施する。
- 日本語での教科学習に不安のある生徒に対し、日本語指導を行う。
- 卒業後の進路や希望に応じて、生徒一人一人が自分らしく生きられるよう、社会的自立に向けて必要な資質・能力を育む。

2 入学対象者

以下の全てを満たす人

- ・義務教育の年齢（満15歳になった日から最初の3月31日まで）を過ぎた人
- ・中学校を卒業していない人又は卒業していても不登校などの理由で十分に学ぶことができなかつた人（外国籍の人も可）
- ・原則、高等学校以上の学校を卒業・修了していない人
- ・岡山市に住んでいる又は勤務している人（夜間中学について、岡山市と協定を締結している市町に住んでいる人も可）

3 入学時期

4月入学を基本とする。入学希望者との面談は随時実施し、10月入学も可能とする。

【入学までの流れ】 ※ 夜間中学開設後は、「就学課」を「学校」と読み替える。

- ① 入学希望者が岡山市教育委員会学校教育部就学課（以下「就学課」という。）に連絡
- ② 岡山市教育委員会事務局職員と入学希望者の面談
- ③ 授業体験に参加したうえで、入学希望者は入学願書を就学課に提出
- ④ 岡山市教育委員会事務局から入学希望者宛に就学通知を郵送

☆ 障害のある人への配慮

障害のある人から入学相談があれば、面談等で個別のニーズ等を把握したうえで、可能な限り本人の希望に沿う方向で検討する。

※ 岡山後楽館中・高等学校には、既にエレベーターや多目的トイレ、スロープなどがあり、バリアフリーに対応した環境は一定程度整備されている。

4 進級と修業年限

次年度への進級については、生徒との面談を実施し学習習熟度を確認のうえ、生徒本人の意向を踏まえ校長が判断する。

修業年限については、3年を基本とするが、3年間で教育課程を修了することが困難な場合も想定されることから、原則として最長6年までの在学を可能とする。

5 休学

一定期間通学が困難な状況が発生した場合、本人と相談のうえ、休学を可能とする。休学期間は在学期間に含めない。

6 学校体制

教職員を適切に配置することにより、全教科に対応した体制を整備する。

7 教員研修

授業力向上及び、生徒理解力、生徒指導力向上等の研修を計画的に実施する。

8 教育相談

スクールカウンセラーを配置するなど、生徒が相談しやすい体制の充実を図る。

9 学校給食

多様な世代が通学するため、栄養摂取基準の設定が困難であることや、国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であることが想定されるため、学校給食は実施しない。

なお、生徒が各自で食べ物を持参した場合は、休憩時間に使用している教室等で食事ができるようにする。

10 費用

授業料は無料とし、教科書についても無償で配付するが、学用品や学校行事などにかかる実費については自己負担とする。

11 経済的支援

経済的事情により就学が困難である生徒に対しては、支援制度新設に向けて検討する。

7章 教育課程、学習指導、学校生活等

1 年間授業時数

年間総時数を 700 時間程度とし、学び直しや進学のニーズが多くあることを踏まえ、5 教科（国語、社会、数学、理科、英語）に重点を置いて時間数を確保する。

2 週間授業時数

月曜日から金曜日まで 1 日当たり 1 単位時間 40 分で 4 時間授業を行い、週当たりの授業時間数は 20 時間とする。

3 授業日

二学期制とし、長期休業期間は、他の岡山市立中学校と同じ期間とする。

4 学年

入学については、原則第 1 学年からとするが、入学者の希望に応じて第 2 学年や第 3 学年からの入学も可能とする。

5 学級編制

学年 1 学級とするが、生徒の人数や習熟度に応じて柔軟に編制する。

6 授業実施方法

昼間中学校同様、対面による授業を基本とする。ただし、生徒の生活状況や学習状況に応じて個別指導も並行して実施するように努める。

7 I C T の活用

全生徒に 1 人 1 台端末を整備するなど、I C T を活用し、多様な学びの実現を目指す。

8 学習支援

生徒の習熟度や希望に応じて、授業開始前に個別の学習支援を行う。

9 日本語での教科学習に不安がある生徒への対応

日本語指導の教材や映像を活用した学習を取り入れるなど、生徒の実態に合わせた指導を行うとともに、日本語指導教室との連携を図る。

10 特別活動

生徒会を組織する。また、学校行事等の実施に当たっては、生徒会とともに検討・計画に取り組む。

11 通学方法

徒歩、自転車、公共交通機関を利用しての通学を基本とするが、特段の事情がある場合は、柔軟に対応する。

12 学生証

学生証を発行し、通学のための定期券購入等で学生割引等が適用できるよう関係機関と調整を行う。

13 制服等

制服は設けないが、式典等での服装などについては、生徒会等とともに検討する。